

法定相続分の計算 宅建 H29-06-1 《#840》

【問】 正誤をつけよ。

Aが死亡し、相続人がBとCの2名であった。①BがAの配偶者でCがAの子である場合と、②BとCがいずれもAの子である場合とでは、Bの法定相続分は①の方が大きい。

【答え】 誤り

《ポイント》 法定相続分 【★入門】

相続人	相続分	注意事項
配偶者と子	配偶者 = 2分の1 子 = 2分の1	①子(養子・胎児を含む)の相続分は平等 ②非嫡出子と嫡出子の相続分は同等
配偶者と直系尊属	配偶者 = 3分の2 直系尊属 = 3分の1	直系尊属の相続分は平等
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 = 4分の3 兄弟姉妹 = 4分の1	①兄弟姉妹の相続分は平等 ②片親の違う兄弟姉妹は他の兄弟姉妹の2分の1